

占用者補助台帳制度運用基準

第一 目的

占用者補助台帳制度（以下「本制度」という。）は、河川敷地における占用許可の事務処理にあたり、占用者の管理責任を明確にすることにより河川管理の適正化を図るとともに、占用手続きの利便性の向上及び事務処理の効率化に資することを目的として実施する。

第二 制度の適用

本制度は、河川法第24条及び同第26条に基づき許可を受ける占用物件であって、一の占用物件を複数の事業者が占有するときに適用する。

ただし、目的・機能を別にする占有物件を利用して二次的に占有するときは、当該二次的に占有する物件を複数の事業者によって占有する場合に適用する。

- 2 本制度による事務取り扱いは、届出によるものとする。
- 3 本制度の適用を受けるにあたっては、一の占有物件を使用する複数の事業者のうち、代表となる事業者（以下「幹事事業者」という。）をあらかじめ決定しなければならない。
- 4 幹事事業者は、本制度を適用する一の占有物件を使用するために構成される事業者（以下「構成事業者」という。）間において取り交わされた「管理協定書等」により決定されたものであることとする。
- 5 本制度は、幹事事業者に対する河川法に基づく占有許可を行うと同時に適用する。ただし、第三第1項第1号に該当するときは、河川法に基づく許可に関わらず適用する。
- 6 本制度の適用にあたっては、第3項における決定のほかに、幹事事業者の承継順位の設定を行うものとする。承継順位は、第3項と同様に「管理協定書等」により決定されたものであることとする。

第三 占有許可との関係

本制度を適用する占有物件については、本制度に基づく届出のほかに、河川法第24条及び同第26条に基づく許可を受けなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合は、河川法に基づく許可を必要としないほか、第2号及び第3号については、本制度に基づく届出も必要としない。

一の占有物件を共同で所有する場合で、当該占有物件の幹事事業者となっていないとき

既に占有許可を受けている自己の所有する占有物件に二次的に設置した自己の所有する工作物を、他の者に賃貸し使用させるとき
前号に基づく工作物を賃借により使用するとき

- 2 自己の所有する占有物件（共同で所有する場合を含む）に当該占有物件と目的・機能を一体とする自己の所有する他の占有工作物を設置するときは、河川法第26条の許可のみを必要とし、本制度に基づく届出は必要としない。（ただし、河川区域内の土地を工事等で占有する場合は、同時に、河川法第24条の許可申請を必要とする。）
- 3 第四第5項第3号に該当する場合は、本制度に基づく届出のほかに、河川法第34条に基づく権利譲渡の承認申請を必要とする。

第四 届 出

届出は、届出の根拠となる占有許可を受ける河川管理者に対し行う。

- 2 届出は、河川管理者の受理をもって成立する。
- 3 届出における添付書類は、「管理協定書等」の写しとする。ただし、届出のときは、確認のため原本の提示を必要とする。
- 4 河川管理者は、前項のほかに届出の内容を確認するための資料の提出を求めることができる。
- 5 幹事事業者は、次の各号に該当するときは、本基準に定める届出書（基準様式第1号）により河川管理者に届け出なければならない。
 - 占有許可申請に際し、本制度の適用を新規に受けるとき
 - 既に本制度が適用されている占有物件に、他の者が当該物件を利用する目的をもって新たに工作物を設置するとき
 - 本制度の適用を受けて二次的に占有している工作物を、他の者に譲渡するとき
 - 既に制度の適用を受けている構成事業者が、占有を中止し又は脱退するとき
 - 第二第6項に基づき決定した承継順位に変動があったとき
 - その他、占有許可並びに本制度に基づく届出の内容・事項に変更があったとき

第五 適用の範囲

本制度の適用の範囲は、河川法、砂防法に基づく東京都砂防設備管理規則、海岸法（港湾管理者が許可するものを除く。）並びに東京都公有土地水面使用等規則に基づく、工作物の設置を伴う土地の占有とする。

- 2 本制度を河川法に基づく占有以外の法令等に適用するときは、それぞれ対応す

る適用法令等及び管理者名に読み替える。

- 3 本制度を東京都公有土地水面使用等規則に基づく土地の占有に適用するときは、「占有」を「使用」と、「占有物件」を「物件」と、「占有許可」を「使用許可」とそれぞれ読み替える。
- 4 一の占有物件を事業者以外の者が共同で所有する場合に対し本制度を適用するときは、本基準の「事業者」を「住民」と、「幹事事業者」を「代表者」とそれぞれ読み替える。
- 5 本制度を適用する占有物件は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 他の占有物件に添架するための施設及び埋設管等を利用し敷設する光ファイバケーブル等の電線類
 - 開発行為等をやむを得ず許可する共有私設橋及び共有私設給排水施設
 - その他やむを得ない理由で許可する私設共有工作物

第六 適用にあたっての条件

本制度の適用にあたっては、適用の根拠となる占有の許可について、通常に付する許可条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

ただし、第3号の条件については、改修計画等の状況を踏まえて付するものとする。

許可を受けるにあたっては、占有者補助台帳制度運用基準を遵守すること。

管理協定書等は、関係事業者の総意をもって作成すること。

工作物が河川（砂防設備・海岸施設）改修工事時に支障となったときは、許可を受けた者の負担において必要な措置を講ずること。

第七 経過措置

平成14年5月31日以前に占有許可を受けているものにおいて、本制度の適用によりその許可を必要としなくなるものについては、取扱い変更届（基準様式第2号）を河川管理者に提出し、許可の終了の確認を受けるものとする。

- 2 取扱い変更届について、平成15年3月31日までに受理したものについては平成15年3月31日をもって、平成15年4月1日以降に受理したものについては受理した時点をもって、許可を終了したものとする。

第八 附則

本制度は、新規の占有について、平成14年6月1日から施行する。

- 2 平成14年5月31日以前に占有許可を受けているものについては、平成15年4月1日から適用する。